

提案申込書
(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

本実施要領（物件調書、契約書、協定書、検討資料、守秘義務対象資料などの別添資料を含む。）の内容を十分に理解し、承諾した上で、「夢洲第2期区域開発事業者募集」における提案審査書類を提出します。

企業又は代表企業

名 称 代 表 者 氏 名	
所 在 地	〒
担 当 部 局 名	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
連 絡 先	所在地 〒
	TEL
	FAX
	メール

夢洲第2期区域開発事業 企業グループ協定書 (案)

〇〇株式会社 (以下「甲」という。)、△△株式会社 (以下「乙」という。) 及び××株式会社 (以下「丙」という。) は、複数の法人及びその他の団体等による企業グループ (以下、「企業グループ」という。) を構成し夢洲第2期区域開発事業者募集で提案した計画提案に基づき、夢洲第2期区域開発事業 (以下「本事業」という。) を共同して推進するとともに、その円滑な実施を図るため、以下のとおり企業グループにかかる協定 (以下、「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が構成した企業グループにおいて、それぞれの責任や分担等、本事業を共同連帯して遂行するために必要となる事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 甲、乙及び丙が構成する企業グループは、〇〇〇〇 (以下「当企業グループ」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業グループは、事務所を (例：大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号〇〇株式会社内) に置く。

(構成員の所在地及び名称)

第4条 当企業グループの構成員は、次のとおりとする。

例 甲：大阪市〇〇区〇〇町〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇株式会社
乙：神戸市△△区△△町△△△丁目△番△号	△△株式会社
丙：東京都××区××町×××丁目×番×号	××株式会社

(運営委員会)

第5条 当企業グループは、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

- 2 運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。
- 3 運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営するものとする。

(代表者)

第6条 当企業グループは、甲を代表者とする。

(代表者の権限と責任)

第7条 代表者は、運営委員会の決定に基づき、当企業グループを代表して大阪府・大阪市 (以下「府市」という。) 及び監督官庁等と本事業に必要な協議並びに諸手続き等を行う権限を有す

るものとする。

- 2 代表者は、前項の規定に基づき行った協議並びに諸手続き等を構成員に対し、すみやかに通知しなければならない。

(構成員の責任)

第8条 構成員は協定書の締結、本事業の実施において必要となる協議及び諸手続き等について、代表者に協力しなければならない。

- 2 構成員は、第7条第2項で代表者が通知した事項について、すみやかに対応しなければならない。

- 3 構成員は、各々連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 構成員は本協定に基づく権利義務を構成員間で譲渡することはできない。ただし、第13条、第14条に定める場合において、すべての構成員並びに府市が承諾した場合はこの限りではない。

(構成員の分担事業)

第10条 構成員は各々分担して本事業を実施する。

- 2 構成員が分担する事業（以下、「分担事業」とする。）は別紙のとおりとする。

(共通費用の分担)

第11条 構成員は、本事業の実施において発生するすべての共通の費用等について、必要に応じ、運営委員会において構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員間の責任の分担)

第12条 各分担事業において、構成員が単独で府市及びその他の構成員、これ以外の第三者に損害等を与えた場合は、当該構成員がその責任を負い、損害等にかかる負担を負うものとする。

- 2 各分担事業において、複数の構成員が府市及びその他の構成員、これ以外の第三者に損害等を与えた場合は、当該構成員がその責任を負い、損害等にかかる負担割合等について当該構成員間で協議するものとする。

- 3 前項に規定する損害等にかかる負担割合等について協議が整わないときは、運営委員会に諮り、その決定に従うものとする。

- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第8条第3項に規定する連帯責任を免れるものではない。

(構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、脱退することはできない。ただし、構成員が府市及び他のすべての構成員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により脱退した構成員がある場合、他の構成員が本事業を共同連帯して実施

するものとする。

3 前項の場合における構成員間の責任の分担については、前条の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散等に対する措置)

第14条 構成員のいずれかが存続期間中に、破産又は解散する等により、分担事業を遂行することが困難となった場合、前条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(構成員の追加)

第15条 府市及びその他のすべての構成員の承諾を受けた場合は、新たに構成員を追加することができる。

2 前項の規定により新たに追加した構成員は、本協定を遵守しなければならない。

(本協定の変更)

第16条 本協定を変更する必要がある場合は、府市及びその他のすべての構成員の承諾を受け、内容を変更することができる。

(疑義等の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、運営委員会に諮り、府市の承諾を得て、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 (所在地)
(名称)
(代表者) 実印

乙 (所在地)
(名称)
(代表者) 実印

丙 (所在地)
(名称)
(代表者) 実印

価格提案書

(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

夢洲第2期区域開発事業者募集において、下記の金額で本件土地の購入を希望します。

なお、今回の「夢洲第2期区域開発事業者募集実施要領」に基づき実施される価格提案審査の結果、当社（企業グループによる応募の場合は当グループ）が開発事業予定者として選定された場合は、大阪市の指示に従い、速やかに必要な協定締結を行うほか、万が一、本書末尾に記載する「開発事業予定者の選定取消しの対象となる場合」のいずれかに該当することとなったときは、同実施要領に定める違約金を支払うことを誓約します。

また、この場合における違約金は損害賠償の予定とは解釈しないことに同意します。

所在地

名称及び代表者氏名

実印

購入希望 価格			十億			百万			千			円

- ・価格提案書には、本件土地の購入希望価格を表示してください。
- ・必ずボールペン等で記入し、訂正の容易な筆記用具（鉛筆やフリクションペンなど）で記入しないでください。
- ・年月日は、申込書類の提出日を記入してください。
- ・所在地、法人名、代表者氏名は、提案申込書にされたとおりに記入し、実印を必ず押印してください。
- ・価格提案書に記入する金額は、本件土地の購入希望価格を1枠に1字ずつ「1、2、3……」と記入し、金額の前枠に「¥」、「金」、又は押印による『留印』をつけてください。
- ・訂正する場合は、誤記部分に＝（二重線）を引き、実印を押印し、正しく書き直してください。
- 金額欄の訂正は、誤った数字だけでなく、金額全てに＝（二重線）を引き、実印を押印し、正しく書き直してください。
- ・価格提案書を無地封筒（長形3号）に入れ、糊付け、割印（実印）し、表に応募者の法人名（企業グループの場合は代表企業）、代表者氏名を記載し、実印を押印の上、提出してください。
- ・割印は、実印で3カ所(上・中・下)に押印してください。

【開発事業予定者の選定取消しの対象となる場合】

- ①本公募の実施要領等に定める応募資格を欠く等の理由により本市が開発事業予定者の資格を取り消したとき
- ②正当な理由（市が認めるものに限る）なく、本事業に係る開発事業予定者の地位を辞退する旨を申し出たとき
- ③土地売買契約締結申込期限（市が期限の猶予を承認した場合は、その承認後の土地売買契約締結申込期限）までに土地売買契約締結の申込（土地買受申込書の提出）を行わなかったとき

大阪市が整備する立体横断施設（デッキ）について

名称及び代表者氏名 _____

○接続の希望の有無

- ・ 開発事業者が本区域内で整備する施設と大阪市が整備するデッキをその橋面の高さでの接続について

・ 希望する

・ 希望しない

(記入方法) : いずれかを○で囲んでください。

供給処理施設等に関する計画について

名称及び代表者氏名 _____

○上水道・下水道・工業用水道の計画

- ・開発事業者が計画する上水道・下水道・工業用水道の供給処理について、具体的な内容（必要水量、計画汚水量、引込位置、各引込配管仕様、整備スケジュール等）を示してください。

(記入方法)：具体的な内容を示してください。様式は問いません。

○電気・ガス・通信の計画

- ・開発事業者が計画する電気・ガス・通信の供給について、具体的な内容（使用量、引込位置、各引込配管仕様、整備スケジュール等）を示してください。

(記入方法)：具体的な内容を示してください。様式は問いません。